

【参考資料1】

文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会

報 告 書

平成 21 年 5 月

文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会

目 次

I	はじめに	1p
1	改築の必要性	
2	検討委員会の目的	
II	敷地の現状	1p
1	敷地の概要	
2	敷地条件等	
III	改築の基本理念	2p
1	基本理念検討にあたっての考え方	
2	改築の基本理念	
	(1) 多種多様な学習内容・学習形態に対応した学校づくり	
	(2) 健康的で安全な学校づくり	
	(3) 地域コミュニティの核としての学校づくり	
IV	施設全体の整備方針	4p
1	校舎の整備方針	
2	体育館の整備方針	
V	必要諸室等についての考え方	5p
1	普通教室について	
2	特別教室について	
3	管理諸室について	
4	体育施設等について	
5	格技室について	
6	運動場について	
7	区民施設等について	
8	その他	
VI	仮校舎等について	7p
1	仮校舎について	
2	仮運動場について	
3	プールについて	
4	体育館について	
5	給食室について	
VII	第六中学校の改築に向けて	8p
1	プロポーザル方式の採用について	
2	基本設計・実施設計に向けて	
3	工事期間中の生徒への配慮	

## I はじめに

### 1 改築の必要性

第六中学校は、昭和8年に建築された建物で、築後70年以上が経過しており、外壁や給排水・電気設備等施設などに施設の老朽化が進んでいる。また、耐震ランクがCであることから、改築がかねてより懸案となっていた。

子どもたちの安全の確保は、最優先とされるべき課題であり、四川大地震以後、文部科学省も耐震補強の前倒しを各自治体に要請している等、早急な対応が求められている状況に鑑み、今回、第六中学校改築基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置して、改築のための基本構想の検討を行なうこととした。

### 2 検討委員会の目的

検討委員会は、施設の老朽化等による第六中学校の改築計画に伴い、地域環境、校地の特性等を考慮し、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設のあり方について検討することを目的とする。

## II 敷地等の現状

### 1 敷地の概要

(1) 場 所 文京区向丘一丁目2番15号

(2) 敷地面積 6,944 m<sup>2</sup>

本敷地は、平成8年、地下鉄南北線が開通し、正門の隣に「東大前」駅ができ、交通の便がよいとともに、東京大学が前に位置し、大学の街であるとともに、良好な住宅地を備えた、文化の薫高い都心の学校である。

(3) 校舎面積 5,457 m<sup>2</sup>

規模・構造 地上3階建、地下1階 RC造

(4) 体育館面積 1,013 m<sup>2</sup>

(5) 運動場面積 3,168 m<sup>2</sup>

### 2 敷地条件等

(1) 用途地域 第一種住居地域・近隣商業地域・商業地域

(2) 防火地域 防火地域・準防火地域

(3) その他地域築 第一種・第二種文教地区、第三種高度地区

- (4) 法定建ぺい率 可能な建築面積 約 4,000 m<sup>2</sup> (67%)  
住居系 60%・商業系 80%
- (5) 法定容積率 可能な延べ面積 約 22,000 m<sup>2</sup> (368%)  
住居系 300%・商業系 400%・600%
- (6) 日影規制 4 時間 — 2.5 時間 測定 4m
- (7) その他関連する条例等
  - ・消防法
  - ・ハートビル法
  - ・東京都駐車場設置条例
  - ・東京都福祉のまちづくり条例
  - ・東京都建築物バリアフリー条例
  - ・東京都建築安全条例
  - ・東京における自然の保護と回復に関する条例
  - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
  - ・東京都文化財保護条例
  - ・文京区景観条例
  - ・文京区みどりの保護条例
  - ・文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例
  - ・文京区福祉環境整備要綱

### Ⅲ 改築の基本理念

#### 1 基本理念検討にあたっての考え方

第六中学校は、本郷通りをはさんで向い側に東京大学が位置するなど、良好な教育環境と住宅環境に恵まれた、長い歴史と伝統を持った中学校である。

しかしながら、同中学校の生徒一人あたりの校舎面積は、区立中学校の中で最も狭いなど、施設の老朽化、耐震化の必要等の問題と併せ、生徒を取り巻く施設環境の早急な改善が求められている。

今回の改築は、それに加えて、改訂された新学習指導要領への対応や学校施設の地域への開放を考慮した施設整備も求められている。さらに、「文京区立小・中学校将来ビジョン」の考えも取り入れて検討を行っていかねばならない。

また、体育館については、平成 13 年度に全面的な耐震改修工事を行っているが、施設のより有効な活用を図るためには、この体育館の改築についても

検討が必要であるとの意見が検討委員会では多数を占めた。

これらを勘案して、敷地等諸条件の中で、第六中学校の歴史と伝統と文化が反映された、最良となる施設が実現するよう、施設のあり方について検討を進めたものである。

なお、基本理念の検討にあたっては、「第五中学校・第七中学校の統合に伴う新しい学校づくり検討協議会」における学校施設整備の考え方や窪町小学校の改築基本理念等も参考にした。

## 2 改築の基本理念

### (1) 多様な学習活動に対応した学校づくり

- ① 生徒が、各学年段階に応じて、学習・生活のために必要な空間、学習環境を確保することができるよう適切な室構成、空間配分及び位置を勘案した施設整備を行う。
- ② 今後の学校教育の進展、ICT 化等に対応することができるような、高機能かつ多機能な施設整備を行う。
- ③ 少人数指導、ティームティーチング、グループ学習等が効果的に行うことができるような多様な学習形態に対応した施設整備を行う。
- ④ 生徒が主体的・積極的に学習に取り組むことに対して支援することができるような施設整備を行う。
- ⑤ 教育上特別な支援を要する生徒に配慮し、適切な指導や必要な支援が行うことができるような施設整備を行う。
- ⑥ 食育の重要性に鑑み、給食環境の充実を図るような施設整備を行う。

### (2) 健康的で安全な学校づくり

- ① 生徒にとって、学習のための場であるとともに、豊かな生活の場として、潤いとゆとりのあるものとする施設整備を行う。
- ② 生徒の健康に配慮し、採光、通風、換気等を十分確保し、校内の快適性を考えた施設整備を行う。
- ③ 生徒の多様な、あらゆる行動に対して、十分な安全性を確保した施設整備を行う。
- ④ 耐震性の確保を図るとともに、防災拠点としての役割も十分果たすことができる施設整備を行う。
- ⑤ バリアフリー化を推進する施設整備を行う。
- ⑥ 省エネルギー化、自然エネルギーの活用、緑化の推進等エコスクール化を図り、学校の施設自体が環境教育の場として活用される施設整備を行う。

### (3) 地域に開かれた学校づくり

- ① 学校施設の有効利用、多機能化を図るため、地域の区民施設等との複合化を取り入れた施設整備を行う。
- ② 地域コミュニティの核、生涯学習等の場として、学校施設を地域住民等が有効に活用することができるような施設整備を行う。
- ③ 第六中学校の歴史、伝統、文化を保存し、継承するような施設整備を行う。
- ④ 学校施設の地域開放や区民施設等の複合化を行う場合は、生徒の学習に支障のないようにし、動線、運営管理の方法等に十分配慮した施設整備を行う。
- ⑤ 地域の景観や街並みの形成に貢献する施設整備を行う。

## IV 施設全体の整備方針

### 1 校舎の整備方針

第六中学校の敷地は、本郷通りと旧中仙道通りにはさまれ、現在の校舎は、東西に細長いL字型のものとなっている。新校舎については、諸条件の制約の中で、できうる限り敷地を有効活用すると、本郷通り沿いに面して、延べ床面積が10,000㎡程度の建物が建築可能である。その場合、概ね東西に35m、南北に50mの大きさになる。旧中仙道通り沿いでは、日影規制等によりこれだけの大きさの建物を確保することができない。したがって、本郷通り沿いに新校舎を建設することを前提に改築を進めていくものとする。

### 2 体育館の整備方針

今回の改築に当っては、限られた校地を最も有効に活用して、必要な諸室を効果的に配し、設計する必要がある。その際には、区民施設等の複合化も検討していく。そのため、校舎はどうしても一定度高層なものとなるが、普通教室や区民施設はあまり高層部分に配置することは好ましくない。したがって、体育館部分の敷地も視野に入れた設計を行い、その中で最良の配置、設計を考えるべきである。

また、体育館は、現在、雨漏りが部分的に生じており、使い勝手が悪くなっている。雨漏りへの対応については、大規模改修工事のときに併せて抜本的な見直しを計画的に行うこととしている。

したがって、上記の状況等を勘案して、現在の体育館は取り壊すこととし、その部分の敷地も合わせて一体とした新校舎建設工事を行うものとする。その中に、体育館や区民施設等も取り入れて、最も使い勝手がよくなるように、配

置やレイアウトを工夫し、動線確保や運営管理にも十分配慮した施設整備を行うものである。

## V 必要諸室等についての考え方

基本理念に基づき、中学校として必要な諸室についての検討を行った。これらの諸室についての考え方は、第六中学校の施設整備のあり方の理想像を検討したものであり、建築諸条件や経費等を考慮したものではないが、できうる限り、設計の際に考慮していくものとする。

### 1 普通教室について

- ① 普通教室は、「文京区立小・中学校将来ビジョン」の考え等を勘案して、各学年4教室とする。
- ② 普通教室は、日照、通風、採光等良好な環境を確保して、同学年を同じ階に配置するのが望ましい。
- ③ 普通教室の大きさは、生徒の体格向上に配慮して、通常の8m×8mより大きくすることが必要である。
- ④ 少人数指導のための教室は、普通教室を単に半分にして細長い形のものにするのではなく、形状と大きさへの配慮が必要である。
- ⑤ 普通教室のオープン化、壁を可動式にすることなどは行わない。

### 2 特別教室について

- ① 理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室等の特別教室は、いずれも、倉庫を兼ねた準備室が必要である。
- ② 家庭科室は、調理室と被服室の2室が必要である。
- ③ コンピュータ教室と図書室を一緒にしてメディアスペースとして設置し、調べ学習等で活用するのはよいが、セキュリティーや使用形態の面からは、パーティションで分けて、それぞれの部屋が別々にも使えるようにすることが望ましい。
- ④ 視聴覚室は、学習発表等のプレゼンテーションで使えるような教室にすることが望ましい。
- ⑤ 教育相談室は必要であり、動線等を考慮して設置する。
- ⑦ 数学や英語等の専科教室は必要ない。
- ⑧ ランチルームは、会議室等の多目的室に転用可能なものとして設置することが望ましい。

### 3 管理諸室について

- ① 校長室、職員室、保健室等の管理諸室は、低層階にまとめて配置することが望ましい。
- ② 会議室、PTA会議室は必要である。
- ③ 普通教室で行う授業の教材を収納する部屋を各フロアに1部屋ずつ設置することが望ましい。
- ④ 給食室はドライシステムで、調理員専用のトイレ付きの休憩室が設置されたものが必要である。
- ⑤ 校曆室は、学校の歴史を保存する資料室として一定のスペースが必要である。
- ⑥ デッドスペース等は、倉庫に活用することが望ましい。

### 4 体育施設等について

- ① 体育館については、敷地の有効活用を図るためにも、取り壊して、新校舎の中に入れることが望ましい。
- ② 現在の体育館の敷地には、区民施設等との複合施設を設置する。学校と区民施設との入り口を別にし、動線、運営管理をきちんと別にすることが望ましい。
- ③ プールについては、採光、日照等を配慮するため、新校舎の最上階に設置し、屋根は可動式にする。

### 5 武道場について

- ① 武道場は、畳を取り外しが可能なものにして、多目的スペースとして使える部屋にすることが望ましい。

### 6 運動場について

- ① 運動場は、校舎の大きさをどのくらいにするのかとの兼ね合いもあるが、最低130mのトラックは取るようにして、できる限り広く確保できるような計画とする。
- ② 運動場には、体育倉庫を設置する必要がある。

### 7 区民施設等について

- ① アカデミー向丘、向丘地域活動センターを含む区民施設等との複合化について検討する。その場合、区民施設の大きさ、レイアウト等については、生徒の学習や学校運営に支障のないよう配慮する。
- ② 校舎の中に、学校と区民施設との動線が重なったり、交錯する部分があ



ると、安全の確保も適切な管理も非常に難しくなるので、きちんと出入口や動線、施設設備は分けて設置する必要がある。

- ③ 防災の拠点として、防災備蓄倉庫を引き続き設置する。

## 8 その他

- ① 廊下については、スペースを余裕を持って取り、展示スペース等として活用する。
- ② 特別に支援を要する生徒に対応する、指導上必要な小規模の部屋を確保する。
- ③ 屋上緑化については、可能な範囲で実施する。

## VI 仮校舎等について

### 1 仮校舎について

新校舎建設中は、旧校舎を取り壊すため、仮校舎が必要になる。仮校舎については、自校方式と他所に確保する2通りの方法があるが、他所に適地を確保することは極めて難しい状況にある。

したがって、現在の敷地を有効活用して、仮設校舎を敷地内に建設をする自校方式を取らざるを得ない。その場合、現在の校舎のうち、新校舎の敷地となる本郷通り側の半分を壊し、運動場内にその部分の仮校舎を建設するのが、現在考えられる最も現実的な方法である。その際、仮校舎については、工事期間中も、生徒の教育環境が確保できるよう最大限の配慮を払うものとする。

### 2 仮運動場について

運動場に仮校舎を建設すると、運動場は使用できなくなるので、工事期間中は、運動場の代替地として、近隣の大学等の運動場を使用することができるように今後協議する。

### 3 プールについて

プールについては、新校舎にプールが完成するまで解体せず、安全の確保を図って、工事期間中も現在のプールを使用する。

### 4 体育館について

体育館については、工事手法、工程等を工夫して、現在の体育館を工事期間中でもできうる限り使用する。

## 5 給食室について

取り壊す校舎部分に給食室も入っており、工事期間中は、自校で給食の調理を行えなくなるが、他の中学校で調理を行い、安全面、衛生面に十分配慮して、工事期間中も給食を実施する。

## VII 第六中学校の改築に向けて

### 1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式とは、業者から設計方法の提案を受けて審査を実施し、総合的に判断して業者を選定する方式である。選定のために一定の期間はかかるが、この方式を採用することによって、経費だけで選定するよりも、高い技術力や経験を持つ設計者を選定することができることから、設計契約に当っては、プロポーザル方式を採用することとする。

### 2 基本設計・実施設計に向けて

基本設計・実施設計に際しては、当該報告書の、改築の基本理念、施設全体の整備方針、必要諸室等についての考え方等を踏まえた設計を行うように、業者を選定し、指示していくものとする。

### 3 工事期間中の生徒への配慮

工事期間中は、安全面の確保について万全を期するとともに、生徒への負担ができる限り軽減するよう、施設の確保、工事手法、工程において最大限の配慮を払うものとする。

文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会設置要綱

平成20年11月14日決定20文教教学第467号

(目的)

第1条 施設の老朽化による第六中学校の改築計画に伴い、地域環境、校地の特性等を考慮し、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設のあり方について検討することを目的として、文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- 一 改築校舎の基本的な事項に関すること。
- 二 改築工事中の仮校舎・運動場対策に関すること。
- 三 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、教育推進部長、教育改革担当部長、学務課長、教育指導課長、教育改革担当課長、企画課長、施設管理課長、第六中学校校長及び副校長、中学校PTA連合会会長、第六中学校PTA会長及び副会長、東大農学部前自治会長、青少年対策向丘地区委員会会長とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から、第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務課施設係において処理する。

付 則

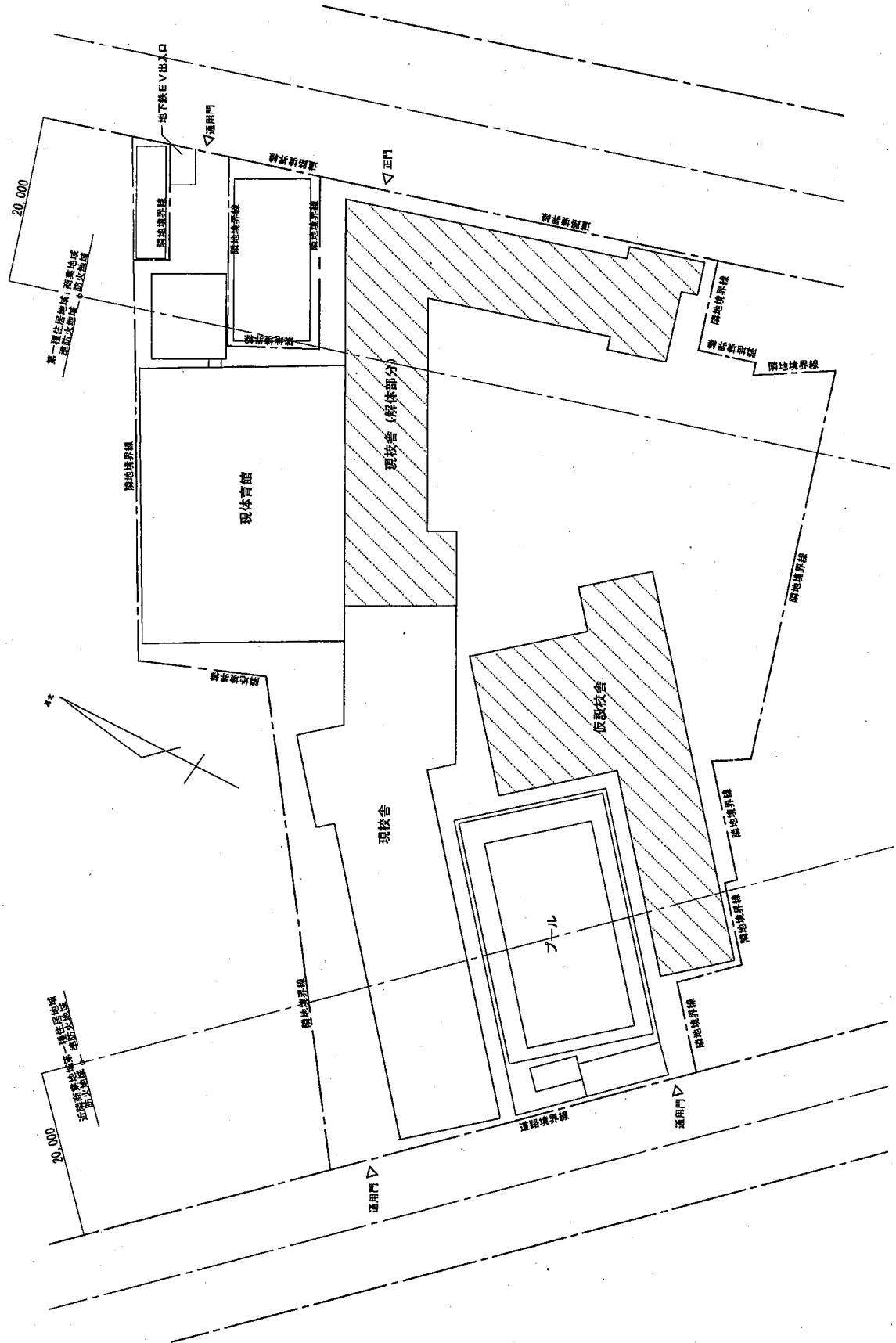
この要綱は、平成20年10月14日から施行する。

## 文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会委員

区分	所 属	氏 名
委員長	教育推進部長の職にある者	瀧 康弘
副委員長	教育改革担当部長の職にある者	徳田 隆
委員	教育推進部学務課長の職にある者	曳地 由紀雄
委員	教育推進部教育指導課長の職にある者	徳満 哲夫
委員	教育改革担当部教育改革担当課長の職にある者	加藤 裕一
委員	企画政策部企画課長の職にある者	小野澤 勝美
委員	施設管理部施設管理課長の職にある者	中村 賢司
委員	東大農学部前自治会長の職にある者	渡辺 泰男
委員	中学校PTA連合会会長の職にある者	水上 幸夫
委員	文京区立第六中学校長の職にある者	高澤 秀敏
委員	文京区立第六中学校副校長の職にある者	蜂屋 隆子
委員	文京区立第六中学校PTA会長の職にある者	市野瀬 祥子
委員	文京区立第六中学校PTA副会長の職にある者	横山 のぞみ
委員	青少年対策向丘地区委員会会長の職にある者	見目 詔一

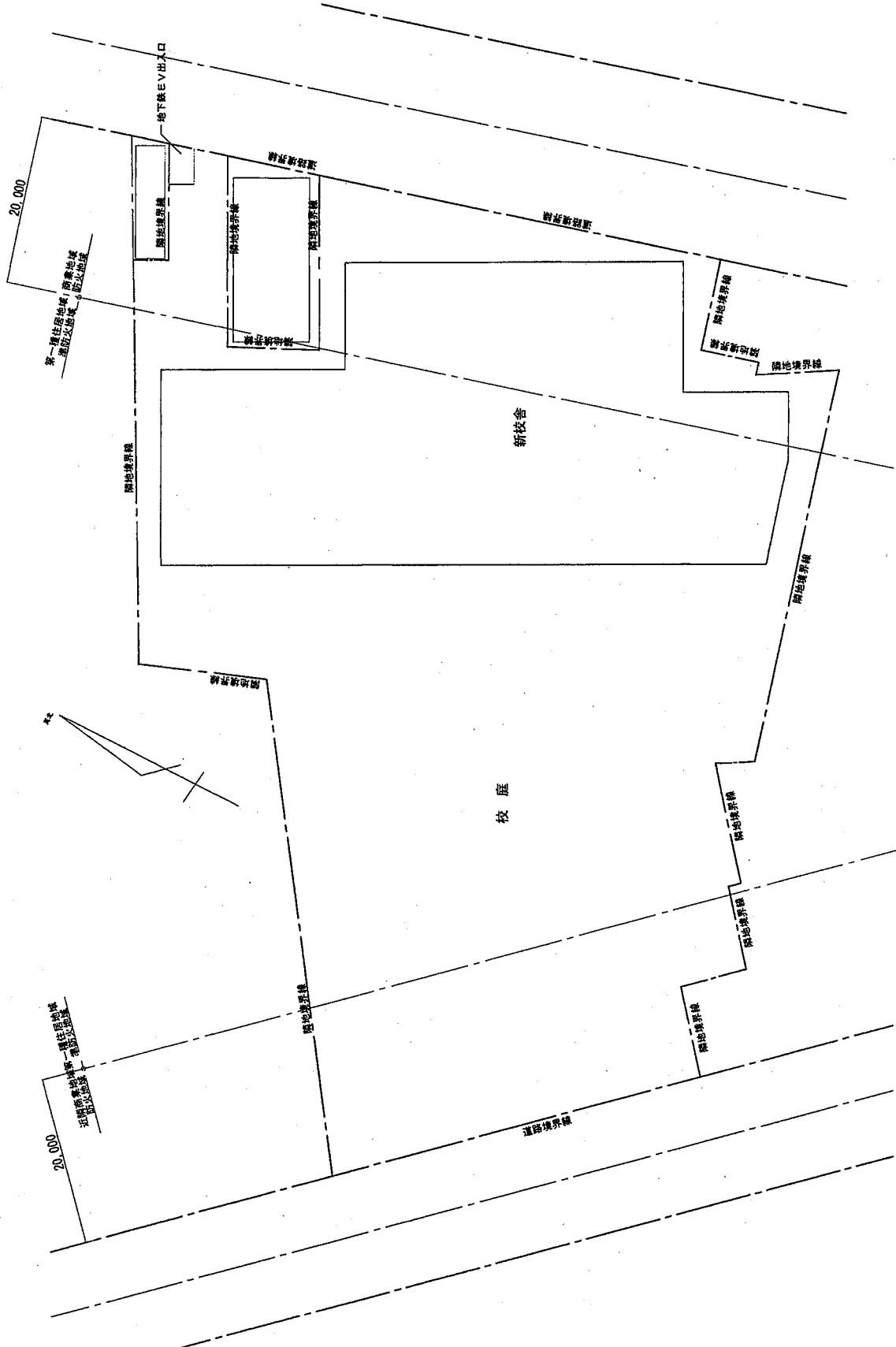
第六中学校 現校舎・仮設校舎等配置図 S=1/400

【資料第3号-1】



第六中学校 新校舍等配置図 S=1/400

【資料第3号-2】



第六中学校改築計画予定スケジュール

【資料第4号】

年度・月 項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基本設計・実施設計	↕	↕				
仮設校舎建設工事		↕				
既存校舎解体工事			↕		↕	
改築工事			↕		↕	↕
校庭整備工事						↕
運動場使用不能期間		↕				↕

※ この予定スケジュールは、過去の工事例等から想定された工事期間です。

## 第六中学校改築基本構想検討委員会開催経過

	開催日	検討内容
第1回	10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区立第六中学校の改築計画について</li> <li>・第六中学校の現状について</li> <li>・改築校の比較について</li> </ul>
第2回	11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点の整理</li> <li style="padding-left: 2em;">建築諸条件の整理</li> <li style="padding-left: 2em;">必要な教室の確保について</li> <li style="padding-left: 2em;">運動場のスペースについて</li> <li style="padding-left: 2em;">体育施設について</li> <li style="padding-left: 2em;">複合施設について</li> <li style="padding-left: 4em;">等</li> </ul>
第3回	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的施設のあり方について</li> </ul>
第4回	1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書（案）について</li> </ul>
第5回	2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書（案）について</li> </ul>
第6回	3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書（案）について</li> </ul>